

## 敦賀市スポーツ優秀選手等激励顕彰事業取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、各種競技種目において優秀な成績をもって、福井県を代表し、全国大会等に出場する選手等に対する激励費の交付、全国大会等で優秀な成績を収めた選手等の表彰基準等を定め、本市の体育振興及びスポーツ水準の向上を図ることを目的とする。

### (助成の対象及び金額等)

第2条 激励費の助成対象となる大会及び支給額は別表第1のとおりとする。ただし、激励費の助成については、原則、予算の範囲内で助成するものとする。

2 激励費は、本人又は団体に助成する。

3 特に市長が適当と認めたときは、激励費の額を変更することができる。

### (助成の制限)

第3条 他の市町等から激励費の助成を受ける者に対しては、激励費を助成しない。

2 激励費の助成は、年間を通じて、同一の対象者当たり2回までとする。

### (助成申請)

第4条 激励費の助成を受けようとする者は（個人にあつては各種大会に出場する選手（未成年の場合はその保護者）、団体にあつてはその代表者とする。）は、第2条に規定する大会の開催日までに、全国大会等出場激励費助成に係る申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 全国大会等の開催要項

(2) 全国大会等出場参加申込書（写し）又は推薦書等

(3) 予選大会開催要項

(4) 予選大会出場結果

(5) その他市長が必要と認める書類

### (助成決定)

第5条 市長は前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付を決定し、申請者に通知する。

### (結果報告)

第6条 激励費の助成を受けた者は、対象となる大会終了後30日以内に、全国大会等出場激励費助成に係る結果報告書（様式第2号）に全国大会等の結果が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

### (激励費の返還)

第7条 市長は、激励費の助成を受けた者が次のいずれかに該当すると認められるときは、激励費の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 当該激励費の助成対象となる大会に出場しなかったとき。

(2) 虚偽の申請及びその他不正な手段による助成を受けたとき。

(優秀選手等の表彰等)

第8条 全国大会等で優秀な成績を収めた選手に対し、敦賀市スポーツ優秀選手賞を授与する。

2 表彰対象者は、別表第2のとおりとする。

3 前2項に該当する者のうち、特に優秀な成績を収めた者で、市長が適当と認めたときは、敦賀市スポーツ特別優秀選手賞を授与することができる。

第9条 第8条に該当する選手を3年以上継続して実技指導した者に対し、敦賀市スポーツ優秀指導者賞を授与する。

(スポーツ優秀選手等表彰式)

第10条 全国大会等で優秀な成績を収めた選手等を賛えるため、スポーツ優秀選手等表彰式を年1回開催する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成9年4月1日一部改正し施行する。
- 3 この要綱は、平成11年4月1日一部改正し施行する。
- 4 この要綱は、平成16年4月1日一部改正し施行する。
- 5 この要綱は、平成18年4月1日一部改正し施行する。
- 6 この要綱は、平成19年4月1日一部改正し施行する。
- 7 この要綱は、平成26年7月1日一部改正し施行する。
- 8 この要綱は、平成28年4月1日一部改正し施行する。
- 9 この要綱は、平成30年2月1日一部改正し施行する。
- 10 この要綱は、平成30年4月1日一部改正し施行する。
- 11 この要綱は、令和7年2月1日一部改正し施行する。
- 12 この要綱は、令和7年4月1日一部改正し施行する。

別表第1（第2条関係）

1 全国大会等の種類

- (1) 国際大会等の日本代表（日本スポーツ協会及び日本スポーツ協会加盟種目団体の推薦又は派遣依頼のあるものに限る。）
- (2) 全日本選手権大会
- (3) 国民スポーツ大会
- (4) 全日本選抜競技大会
- (5) 全日本学生選手権大会
- (6) 全国高等学校総合体育大会
- (7) 全日本社会人大会
- (8) 全日本実業団大会
- (9) 全国高校野球大会
- (10) その他上記の大会に準ずるもの

## 2 激励費の額

対象となる大会	対象者等	助成額
国民スポーツ大会	敦賀市に住所を有する者及びふるさと選手、監督等	1人 8,000円
文部科学省、(公財)日本スポーツ協会又は(公財)日本スポーツ協会加盟競技団体が積極的に関与する全国大会(主催等)で県大会、北信越大会等の成績により出場権を得て参加する大会。 予選大会がない場合については、(公財)福井県スポーツ協会又は(公財)福井県スポーツ協会加盟競技団体からの推薦等により出場権を得た大会であれば助成対象とする。	(1) 敦賀市に住所を有する者及び市内の団体 (2) 市外に住所を有する者で、市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校に在学している者 (3) 敦賀市出身の学生で、市内に家族が在住する者 (4) 特に市長が適当と認めた者	1人 8,000円  団体競技については、1人 8,000円とし上限金額を100,000円とする。
世界選手権大会等国際的規模の大会 (オリンピック、パラリンピックを含む)	(1) 敦賀市に住所を有する者 (2) 市外住民で、市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校に在学している者 (3) 特に市長が適当と認めた者	1人 50,000円 (交流大会等は20,000円)
全国高等学校野球選手権大会	市内の高等学校	原則として 1校 出場決定時 3,000,000円 準々決勝進出時 特別激励費 2,000,000円
選抜高校野球大会	市内の高等学校	原則として 1校 出場決定時 2,000,000円 準々決勝進出時 特別激励費 2,000,000円

別表第2（第8条関係）

1 表彰に該当する全国大会等の種類

- (1) 国際大会
- (2) 全日本選手権大会
- (3) 国民スポーツ大会
- (4) 全日本選抜競技大会
- (5) 全日本学生選手権大会
- (6) 全国高等学校総合体育大会
- (7) 全日本社会人大会
- (8) 全日本実業団大会
- (9) その他上記の大会に準ずるもの

2 表彰に該当する全国大会等の成績

- (1) 上記の大会において2位以内入賞者
- (2) 特に市長が成績優秀と認めた者